平成２７年9月１７日

オープンカウンタ公告

１　オープンカウンタ番号　　オ２７０９１７

２　件　名　　訓練用機器（ノートパソコン７式）の購入

３　案件の提示場所

ホームページにて提示及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校１号館１階　経理課前掲示板（東京都小平市小川西町２－３２－１）にて掲示することとする。

４　競争参加資格

見積書提出期限までに、平成２５・２６・２７年度各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）の**「物品の製造」**又は**「物品の販売」**で営業品目**「電子計算機類」**、**「精密機器類」**又は**「事務用機器類」**のいずれかの「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

５　仕様説明会の有無　　無

６　仕様等に対する質問

（１）この仕様等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

①　受領期間　　平成２７年９月１７日（木）～平成２７年９月２４日（木）正午まで。
持参する場合は、上記期間の土日祝日を除く毎日、午前１０時から正午まで及び午後１時から午後４時まで（最終日の平成２７年９月２４日は正午まで）。

②　提出場所　　下記10に同じ。

③　提出方法　　書面は持参、又は郵送（書留郵便等発送履歴が残るかたちとすること。）、もしくは、ＦＡＸ、又は電子メールにより提出すること。（上記①の期間内に必着のこと。）

※ＦＡＸ、又は電子メールにより送信する場合は、送信後、必ず下記10で指定した場所に電話し、受信を確認すること。

※ＦＡＸ、又は電子メールの件名は『「オ２７０９１７訓練用機器（ノートパソコン７式）の購入」に係る質問』とすること。

（２）上記（１）の質問に対する回答は、当校ホームページに掲載する。

①　回答（掲載）予定日時　　平成２７年９月２９日（火）を予定

（３）見積結果の開披後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

７　見積書の提出期限、提出場所、提出方法等

（１）期　　限：平成２７年１０月６日（火）　正午まで

（２）場　　所：職業能力開発総合大学校　経理課　見積書投函箱
［〒187-0035 東京都小平市小川西町２－３２－１］

（３）方　　法：持参（上記期限内における平日の、１０時から正午まで及び１３時から１６時まで。）又は郵送（書留郵便に限る。上記期限内必着。封筒表に「オープンカウンタ見積在中」と朱記。）

（４）見積書の様式：オープカウンタ参加者の自社の見積書（任意様式）とする。なお、次の枠内①～④の事項を必ず記載すること。

①オープンカウンタ番号、②調達件名、③金額（税抜金額）、
④金額の内訳（見積書に記載できない場合は、別紙として添付）

（注意１：見積書の日付は提出日）
（注意２：見積書の提出時には、必ず全省庁統一資格の写しを添付すること）
（注意３：見積書には、必ずオープンカウンタ参加者の連絡担当者の名刺を添付すること）

８　見積結果の開披日及び場所
（１）日時：平成２７年１０月９日（金）１３時　から１週間
（２）場所：職業能力開発総合大学校　経理課（閲覧方式。ただし、契約予定者には別途通知）

９　契約書等提出の有無　　請書(案)、談合等の不正行為に関する特約条項（案）（別添）

10　問い合わせ先　　職業能力開発総合大学校　経理課　経理第３係
東京都小平市小川西町２－３２－１
電話：042-346-7615　　FAX：042-346-7250　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：keiri@uitec.ac.jp

11　その他
見積書の提出に当たっては、オープンカウンタ方式参加心得書を熟読すること。
http://www.jeed.or.jp/information/download/opencounter.pdf

請　　書（案）

平成２７年　月　日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校
　契約担当役校長　古川　勇二　殿

住所

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

契約金額　￥　　，　　－
（内消費税及び地方消費税の額￥　　，　　）

内　　容	数　量	単　価	金　　額	備　　考
訓練用機器 （ノートパソコン７式）の購入	一式	－	，　円	仕様書のとおり

上記物品の納入については、次の各条件を承諾し、かつ遵守することを約して、この請書を提出いたします。

１　納入場所　職業能力開発総合大学校内指定場所
２　納入期限　平成２７年１１月１０日
３　物品の品質、構造、形状、寸法等はすべて指定のとおりであって、検査を担当する職員（以下「検査員」という。）の検査に合格したものでなければならない。
４　次の各号の１に該当するときは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）契約担当役においてこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、違約金として当該契約金額の１００分の１０に相当する金額を納付すること。ただし、情状によりこの違約金を減額し又は免除することがある。
（１）期限内に合格品の納入が完了しないとき。
（２）検査の際に検査員の職務遂行を妨げ、又は不正の行為があったとき。
（３）受注者から解約を申し出てこれを認めたとき。
５　物品の所有権移転後一年以内にその物品にかくれた瑕疵又は指定に適合しないものを発見したときは、機構の係員の指示に従って、他の指定した品質等に適合する物品と引き替え、又は修理し若しくは機構契約担当役において算出した金額を損害賠償として支払わなければならない。
６　期限内に合格品を納入しない場合は、天災地変その他受注者の責に帰し難い事由を除き、遅滞金を徴し、延期許可することがある。遅滞金は契約金額のうち履行遅滞に係る部分に相当する金額について年５％の割合とし、履行期限の翌日から納入の日までの日数により計算した金額とする。ただし、その遅滞金に１００円未満の端数があるとき、又はその総額が１００円未満であるときは、その額を徴収しないことができる。

談合等の不正行為に関する特約条項（案）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校　契約担当役校長　古川勇二（以下「甲」という。）及び＿＿（以下「乙」という。乙が共同企業体である場合にあっては、構成員を含む。）が、平成２７年　月　　日付けで締結した「訓練用機器（ノートパソコン７式）の購入」の契約（以下「本契約」という。）について、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を締結する。

（談合等の不正行為に係る契約の解除）

第１条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 13 項若しくは第 16 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とし、本契約が単価契約又は契約期間が複数年度にわたる契約である場合には、それぞれ契約期間内において支払う金額の総額を契約金額と見なす。）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確

定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 3 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

2　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき乙に請求することを妨げるものではない。

3　前各項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

（違約金に関する遅延利息）

第３条　乙が前条に規定する違約金及び第２項に定める損害賠償金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5%の割合で計算した額の支払い遅延利息を甲の請求に基づき支払わなければならない。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成２７年　　月　　日

甲　　東京都小平市小川西町２－３２－１
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校
契約担当役校長　　古　川　　勇　二　　㊞

乙

㊞

訓練用機器（ノートパソコン７式）の購入
仕 様 書

平成２７年９月

独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校

１　概要

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校（以下「職業大」という。）は、職業能力開発促進法に基づき設置された厚生労働省所管の大学校である。今般、職業大では、指導員養成訓練等において使用する機器を仕様書のとおり導入する計画である。

ついては、導入機器は本仕様書に示す機能・性能等要件及び当該要件に係る質問書に対する回答において要求する機能・性能等要件を満たすものとする。

２　要求要件

２．１基本要件

（１）中古品及び改造品は不可とし、メーカーのカタログに掲載されている市販品であること。かつ信頼性が高く最新のものが望ましい。

（２）導入後、アフターサービス体制等を有するものとする。

（３）関東地区にメーカーのサービス拠点を有し、導入時の取り扱い説明研修、導入機器の障害・修理等に対して迅速に対応できるメーカー製品であること。

（４）通常の使い方での故障時に電話またはオンラインで対応し、ハードウェアに原因がある場合には引き取りによる修理サービスを１年以上提供すること。

（５）全ての機器に対する日本語取扱説明書、日本語操作マニュアルがある製品であること。

２．２詳細要件

（１）ノート型パソコン　７台

（HP 社 ProBook 430 G2 またはこれと相当品）

性能および詳細について以下に定めるとおりであること。

（以下は１台当たりの仕様）

イ	CPU	a）インテル® Core™ i3 以上のプロセッサー
ロ	ﾒﾓﾘ	a）4GB 以上
ハ	内蔵 HDD	a）320GB 以上
		b）回転数 5400rpm 以上
ニ	ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ	a）12inch 以上
		b）解像度 1366×768 ﾄﾞｯﾄ 1677 万色以上
ホ	無線 LAN	a）IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 準拠
ヘ	有線 LAN	a）RJ-45×1　1000BASE-T
ト	OS	a）Windows7 Professional 64bit 日本語版
チ	ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ	a）USB3.0×1ポート以上
		b）外部ディスプレイ(ｱﾅﾛｸﾞRGBﾐﾆD-Sub15ピン)
		c）BlueTooth® 4.0
ヌ	その他	a）メーカー標準保証を付けること
		b）メーカー標準付属品を一式付属すること

（２）光学式マウス　７台（ﾏｲｸﾛｿﾌﾄ社 7N5-00007 またはこれと相当品）

（以下は１式当たりの仕様）

イ	ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ	a）BlueTooth
ロ	ﾎﾞﾀﾝ	a）ｽｸﾛｰﾙﾎｲｰﾙ搭載

（３）PDFドキュメント作成ソフトウェア　７本

（adobe社 Acrobat Pro DC 2015 日本語版 またはこれと相当品）

イ　上記（１）のパソコンにインストール作業及び認証を完了させ、使用可能な状況にすること。

（４）PCバッグ　７台（サンワサプライ社 BAG-P11BKN またはこれと相当品）
（以下は１式当たりの仕様）
イ　上記（１）のパソコン本体、アダプタ、及び上記（２）が収納可能であること。
ロ　ソフトケースであること。
（５）業務ソフトウェア　７式
＜オフィスソフトウェアをインストールすること＞
イ　オフィスソフトウェアについては、教育機関向け総合契約EES（Enrollment for Education solutions、以下「EES」という。）により別途契約をしていることから、当校から受託業者あてソフトウェア及びプロダクトキー（以下、ソフトウェア等）を提供するので、上記（１）のパソコンにインストール作業を行うこと。
ロ　提供するソフトウェア等の複製は禁止すること。
なお、作業上やむを得ず複製が必要な場合は職業大の許可を必要とすること。
ハ　受託した業務以外にソフトウェア等を利用してはならないこと。また原則、職業大外に持ち出してはならないこと。
ニ　作業に提供したソフトウェア等の借用及び返却については確認書を職業大に提出すること。
なお、返却する場合は複製したソフトウェア等もすべて職業大に返却すること。

３　設置場所及び運用
（１）設置場所
イ　施設名　職業能力開発総合大学校
ロ　所在地
〒１８７－００３５　東京都小川西町２－３２－１
TEL：０４２－３４６－７６１５　FAX：０４２－３４６－７２５０
ハ　設置場所　１号館１階　教務部教務課事務室

４　搬入、据付、稼働調整及び動作確認
（１）導入完成期限
平成２７年１１月１０日（火）
（２）搬入、据付、稼働調整及び動作確認等
イ　受注者は、本導入機器の搬入、据付、稼働調整及び確認を自らの責任と負担で行うこと。
ロ　機器の搬入に際し、必要に応じ荷役機械等を受注者の手配により準備すること。
ハ　機器搬入時には、必要に応じ養生を行うこと。また、搬入口の対象となる経路、その他損害の恐れのある場所についても養生を行うこと。
なお、搬入に際し発生した不用品についての廃棄を行うこと。

５　納入検査
納入検査は、機器の納入後、稼働調整及び動作確認、精度検査を、設置場所において、職業大が受注者立会いの上で行うこと。
また、機器の全部または一部に不合格を生じた場合は、受注者による補修等を行い、再検査を行うこと。

6　保証等

受注者は、機器の引渡し完了の翌日から、以下の事項（メーカー標準保証及びサポートの範囲を想定）について行うものとする。

なお、保証等に関する本規定は、受注者の担保責任、その他の契約法上の責任を排除するものではなく、職業大は債権者としての権利を留保するものとする。

（1）機器の安定的な運用を担保し得る体制の確保。
（2）本仕様書に定める技術的支援等を十分に実施し得る体制の確保。
（3）本仕様書に定める性能の維持、運用要件を満たす体制の確保。
（4）機器の運営、機能向上等の各種相談に対する一元化された窓口の確保。
（5）引渡しから１年以内の受注者及び製造者側に起因する欠陥、故障については、受注者において無償で対応すること。
（6）ハードウェア故障時のメーカー引き取り修理サービスを１年間以上提供すること。

7　その他

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境に配慮した物品を納入するように配慮すること。

平成27年9月24日

質 問　及び　回 答

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　職業能力開発総合大学校

平成27年9月17日付けオープンカウンタ公告
件名：訓練用機器（ノートパソコン7式）の購入

No	仕様書大項目	仕様書中項目	仕様書小項目	詳細項目	質問内容	参照資料名	回答
1	2. 2詳細要件	ニ ディスプレイ	a) 12inch 以上		仕様書には12inch 以上と御座いますが、他の条件を満たしていれば、14インチ、15.6インチ等でも問題ない認識でよろしかったでしょうか。	仕様書	原則問題ありませんが、12インチ程度の小さいサイズのノートパソコンを推奨します。